

日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

(第15592号)

東京都公報

1 平成26年3月4日（火曜日）

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可  
.....(都市整備局市街地整備部民間開発課).....
- 土地区画整理事業の規約及び事業計画の変更認可  
.....(同).....
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第  
八条の十一第二項の規定に基づく検証機関の検証  
業務の廃止.....(環境局都市地球環境部総量削減課).....
- ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定.....  
.....(環境局環境改善部化学物質対策課).....
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区  
域の指定(四件).....(同).....
- 生活保護法による指定介護機関の廃止.....  
.....(福祉保健局生活福祉部保護課).....
- 生活保護法による指定介護機関の変更.....  
.....(同).....
- 生活保護法による介護機関の指定.....  
.....(同).....
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請.....  
.....(生活文化局都民生活部管理法人課).....
- 特定非営利活動法人の認定.....  
.....(同).....

## 告示

●東京都告示第二百二十七号  
都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八  
条第一項の規定に基づき大崎駅西口南地区市街地再開発組  
合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項  
において準用する同法第十九条第一項の規定により、次の  
ように告示する。

平成二十六年三月四日

東京都知事 舛添 要 一

- 一 組合の名称  
大崎駅西口南地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間  
平成二十一年一月二十一日から平成二十七年三月三十  
一日まで
- 三 施行地区  
品川区大崎二丁目地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日  
品川区西品川三丁目二十番九号  
平成二十一年一月二十一日
- 五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日  
平成二十六年三月四日

●東京都告示第二百二十八号  
土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第十条  
第一項の規定に基づき大塚望地土地区画整理事業の規約及  
び事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準  
用する同法第九条第三項の規定により、次のように告示す  
る。

- 平成二十六年三月四日
- 東京都知事 舛添 要 一
- 一 施行者の住所及び氏名  
八王子市大塚千三百九十二番地一 石坂 久夫
- 同 右 石坂 栄理子
- 二 事業施行期間  
平成二十四年二月二十三日から平成二十六年三月三十  
一日まで
- 三 施行地区  
八王子市大塚及び鹿島の各一部
- 四 土地区画整理事業の名称  
大塚望地土地区画整理事業
- 五 事務所の所在地  
八王子市大塚千四百七十二番地五
- 六 施行認可の年月日  
平成二十四年二月二十三日
- 七 変更の内容  
事業施行期間を平成二十六年十月三十一日まで延長す  
る。
- 八 変更認可の年月日  
平成二十六年三月四日

●東京都告示第二百二十九号  
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十  
二年東京都条例第二百五号）第八条の十一第二項の規定  
に基づき検証機関の検証業務の廃止の届出があったので、  
同条例第八条の二十二第三号の規定により、次のとおり告  
示する。

示す。

平成二十六年三月四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 登録番号  
七  
二 登録区分  
特定ガス・基準量  
都内外削減量  
その他ガス削減量  
電気等環境価値保有量

優良事業所基準(第二区分)

三 登録検査機関  
名称  
日本検査キユーエイ株式会社

四 代表者氏名  
代表取締役 高崎 誠

五 廃止する検査  
業務の範囲

(一) 営業所名称  
日本検査キユーエイ株式会社 本社  
(二) 営業所所在地  
中央区新富二丁目十五番五号 R B M  
築地ビル

(三) 業務の範囲  
優良事業所基準(第二区分)に係る検査業務

六 廃止年月日  
平成二十六年一月九日

一 登録番号  
十三

二 登録区分  
特定ガス・基準量  
都内外削減量

優良事業所基準(第一区分)

優良事業所基準(第二区分)

三 登録検査機関  
名称  
株式会社日本スマートエナジー認証機構

四 代表者氏名  
代表取締役 豊田 麻友美

五 廃止する検査  
業務の範囲

(一) 営業所名称  
株式会社日本スマートエナジー認証機構

(二) 営業所所在地  
千代田区霞が関三丁目二番五号 霞が  
関ビルディング

(三) 業務の範囲  
優良事業所基準(第一区分)に係る検査業務  
優良事業所基準(第二区分)に係る検査業務

六 廃止年月日  
平成二十五年十二月十日

●東京都告示第二百三十号

ダイオキシシン類対策特別措置法(平成十一年法律第五  
号)第二十九条第一項の規定により、ダイオキシシン類土壤  
汚染対策地域(以下「対策地域」という。)を指定したの  
で、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。  
平成二十六年三月四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 対策地域の区域

(一) 荒川区東尾久七丁目千三百三十番四及び同番十一の  
各一部(都立尾久の原公園)

別図一のとおり

(二) 荒川区東尾久七丁目千三百三十番五、二千八百三十  
三番十三及び同番二十一の各一部(東尾久運動場及び  
その周辺)

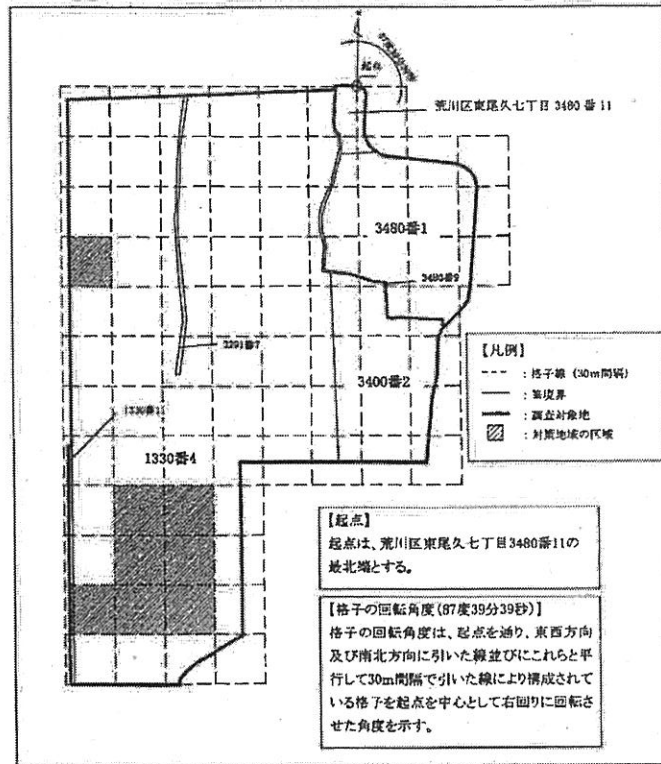
別図二のとおり

二 指定した年月日

平成二十六年二月二十一日

別図1

都立尾久の原公園



別図2

東尾久運動場及びその周辺

